

【フコク生命の財形保険 特に重要な事項のお知らせ】

<必ずお読みください>

(注意喚起情報)

平成 28 年 1 月現在

■この説明書は以下の「注意喚起情報」をはじめ、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項を記載したものです。
この保険制度内容などがご自身の意向に沿った内容となっているか、十分ご確認のうえ、ご契約をお申込みください。
 詳細は別途送付する「ご契約のしおりー定款・約款」で必ずご確認ください。

【注意喚起情報】

クーリング・オフについて	この保険はクーリング・オフの適用の対象外です。
告知について	この保険に告知していただく事項はありません。
責任開始期	当社が保険契約の申込みを承諾し、契約者を雇用している事業主が第一回保険料相当額を契約者の賃金から控除した日から保険契約上の責任を負います。
保険金を支払わない場合	①詐欺・不法取得目的によるものとしてご契約が取消または無効とされた場合（既にお支払いいただいた保険料は払い戻しません） 次のような場合には災害死亡・災害高度障害保険金はお支払いできません。（この場合には、死亡給付金・高度障害給付金をお支払いします。） ・被保険者の故意または重大な過失によるとき ・災害死亡保険金については、その受取人の故意または重大な過失によるとき ・被保険者の犯罪行為によるとき ・被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき（その程度によっては、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の全部または一部をお支払いすることがあります。） ②契約者、被保険者または保険金・給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
事情の変更 (予定利率などの変更)	金利水準の低下その他著しい経済変動などこの保険契約の締結の際予見しえない事情の変更または財形法の改正により、当社が特に必要があると認めたとときには、主務官庁の認可を得て、普通保険約款の規定または保険料、積立金などの計算の基礎を将来に向かって変更することがありますが、その場合は事前に通知します。
解約と元本割れについて	お申込みいただいた保険料は、預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は災害死亡保険金・災害高度障害保険金のお支払いやご契約を管理するための経費にあてられます。このため、ご契約後 34 ヶ月以内（毎月払のみによる場合）に解約・生存給付金などの払出しをした場合、解約返戻金額は払込保険料累計額を下回り、元本割れします。また一般財形では、中途払出を繰り返されると元本割れします。

【返戻金額例表】

下記記載の解約返戻金額例表は、現在の予定利率（1.5%）がそのまま推移したものととして算出した金額であり、将来の受取額を保証するものではありません。
 (毎月 1 万円ずつ定期払込の場合)

	払込保険料累計額	返戻金額	備 考
1 年経過時	120,000 円	約 119,070 円	・記載の数値には積立配当金額を含んでおりません。配当金額はそれぞれの支払時期の前年度決算により確定します。
2 年経過時	240,000 円	約 239,130 円	
3 年経過時	360,000 円	約 360,230 円	・積立期間中に一部払出、増額などを行った場合、左記の解約返戻金額とは異なります。
4 年経過時	480,000 円	約 482,760 円	
5 年経過時	600,000 円	約 606,750 円	
6 年経過時	720,000 円	約 732,210 円	
7 年経過時	840,000 円	約 859,160 円	
10 年経過時	1,200,000 円	約 1,249,230 円	
15 年経過時	1,800,000 円	約 1,931,520 円	

※業務または財産の状況の変化による保険金額などの削減と「生命保険契約者保護機構」について

《ご契約の保険金額などが削減されることがあります》

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額などが削減されることがあります。
- 当社は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額などが削減されることがあります。

※その他、お申込みに際してご注意いただきたい事項

《相互会社制度について》

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は相互会社です。相互会社は保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約（無配当保険）を除き、契約者が保険契約の当事者になると同時に、「社員」（構成員）として会社の運営に参加するというものです。
- 当社は、保険業法にもとづき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員の権利（社員権）には、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利などがあります。